

令和元年 6 月 21 日  
株式会社じょうてつ

## 消費税率引上げに伴う路線バス（乗合バス）の上限運賃改定の申請について

いつもじょうてつバスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、令和元年 10 月 1 日に実施を予定されております消費税率引上げに伴い、同年 5 月 31 日付けで、国土交通大臣あてに乗合バス運賃の変更認可申請を提出させていただきました。

つきましては、その申請内容を下記のとおりご案内させていただきます。

### 記

#### 1. 理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」に基づく、令和元年 10 月 1 日より実施される消費税率引上げに伴う税負担増加分の運賃への転嫁のため。

#### 2. 申請概要

- (1) 申請日 令和元年 5 月 31 日  
(2) 運賃改定実施予定日 令和元年 10 月 1 日（予定）  
(3) 申請内容

「令和元年 10 月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の取扱いについて（平成 31 年 3 月 12 日国土交通省）」に基づき以下の通りの内容で申請しました。

- ① 対キロ区間制運賃：150 円～860 円（現行運賃 140 円～840 円区間は+10 円～最大 30 円）  
② 初乗り運賃：150 円（現行 140 円区間は+10 円）

#### 主要区間現行・申請運賃比較表

主 要 区 間	現 行	申 請
札幌駅～豊平峡温泉	840 円	860 円
札幌駅～定山溪車庫	770 円	790 円
藤野 3 条 2 丁目～藤野 3 条 8 丁目	140 円	150 円

③ 定期運賃・一日乗車券

普通旅客運賃による改定後の運賃を基準運賃とし、制度に基づく計算により算出する。(消費税5%時の割引率水準に引き上げる。)

※その他、詳細な改定内容につきましては、認可を受け次第、お知らせいたします。

以上

<お問い合わせ連絡先>

株式会社じょうてつ

自動車事業部自動車部運輸課

TEL : 011-572-3135

(平日 9:00~17:00)